

消 防 予 第 444 号
令和 7 年 11 月 12 日

各 都 道 府 県 知 事 } 殿
各 指 定 都 市 市 長 }

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱い
に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省
令等の公布等について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する
条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 7 年総務省
令第 101 号。以下「改正省令」という。）及び対象火気設備等及び対象火気器具
等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件（令和 7 年消防庁告示第 10 号。
以下「改正告示」という。）が令和 7 年 11 月 12 日に公布されました。

今回の改正は、「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会
報告書」を踏まえ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等
の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第
24 号。以下「対象火気省令」という。）及び対象火気設備等及び対象火気器具
等の離隔距離に関する基準（平成 14 年 3 月 6 日消防庁告示第 1 号）について、
所要の改正を行うものです。

また、対象火気省令の一部改正に伴い、〇〇市（町・村）火災予防条例（例）（昭
和 36 年 11 月 22 日付け自消甲予発第 73 号）についても、別紙のとおり所要の改
正を行いました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとと
もに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を
処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いし
ます。

記

第一 改正省令に関する事項

1 対象火気設備等の種類への「簡易サウナ設備」の追加（対象火気省令第3条関係）

簡易サウナ設備は、従来の消防法令上のサウナ設備と特性が異なることから、別の種類のものとして位置づけることとし、対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加するとともに、所要の改正を行う。

- ・ 対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加
- ・ 対象火気設備等の種類の「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に変更
- ・ 簡易サウナ設備の定義は「屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力六キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。」とする。

2 簡易サウナ設備について火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造に係る規定の整備（対象火気省令第10条関係）

固体燃料（薪）を使用する簡易サウナ設備について、不燃材料で造ったたき殻受けを付設することとする。

3 簡易サウナ設備について安全を確保する装置等に係る規定の整備（対象火気省令第15条関係）

簡易サウナ設備について、温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとする。

ただし、薪を熱源とするものにあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができることとする。

第二 改正告示に関する事項

簡易サウナ設備について、周囲の可燃物との間の離隔距離（対象火気設備、器具等の設置の際に、当該対象火気設備、器具等と建築物その他の土地に定着する工作物及び可燃物との間に保つべき火災予防上安全な距離）は、周囲の可燃物が許容最高温度（100℃）を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれかが確保されていればよいこととする。

第三 施行期日に関する事項

令和 8 年 3 月 31 日としたこと（改正省令附則、改正告示附則関係）。

第四 火災予防条例（例）の一部改正に関する事項

1 対象火気省令の一部改正に伴う改正等について

(1) 簡易サウナ設備関係（第 7 条の 2 第 1 項関係）

ア テント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、屋外その他の直接外気に接する場所に設ける定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものを簡易サウナ設備として定義したこと。

イ 簡易サウナ設備と建築物等及び可燃性の物品との火災予防上安全な距離として、周囲の可燃物が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれかが確保されていればよいこととしたこと。

ウ 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとしたこと。

ただし、薪を熱源とするものにあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができることとしたこと。

(2) 一般サウナ設備関係（第 7 条の 3 関係）

簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）を一般サウナ設備として定義したこと。

(3) 火を使用する設備等の設置の届出（第 44 条関係）

簡易サウナ設備について、相対的に火災危険性が低いと考えられる個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に届出を要することとしたこと。

(4) 住宅における火災の予防の推進（第 29 条の 7 関係）

住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及促進を明記したこと。

2 施行期日について

令和 8 年 3 月 31 日としたこと（附則関係）。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等について

消防庁予防課

1. 改正概要

近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナとは異なり、屋外等のテントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例が全国で増加している。現行のサウナ設備の基準は、浴場等の建物内に設置することを想定したものとなっているため、こうした屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備（簡易サウナ設備）に適用される基準を定める必要性が生じている。

本改正においては、「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書」を踏まえ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成 14 年消防庁告示第 1 号）について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正内容

第一 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

(1) 対象火気設備等の種類への「簡易サウナ設備」の追加【対象火気省令第 3 条関係】

簡易サウナ設備は、従来の消防法令上のサウナ設備と特性が異なることから、別の種類のものとして位置づけることとし、対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加するとともに、所要の改正を行う。

- ・ 対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加
- ・ 対象火気設備等の種類の「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に変更
- ・ 簡易サウナ設備の定義は「屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力六キロワット以下のものであ

り、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。」とする。

- (2) 簡易サウナ設備について火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造に係る規定の整備【対象火気省令第 10 条関係】

固体燃料（薪）を使用する簡易サウナ設備について、不燃材料で造ったたき殻受けを付設することとする。

- (3) 簡易サウナ設備について安全を確保する装置等に係る規定の整備【対象火気省令第 15 条関係】

簡易サウナ設備について、温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとする。

ただし、薪を熱源とするものにあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができることとする。

第二 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件

簡易サウナ設備について、周囲の可燃物との間の離隔距離（対象火気設備、器具等の設置の際に、当該対象火気設備、器具等と建築物その他の土地に定着する工作物及び可燃物との間に保つべき火災予防上安全な距離）は、周囲の可燃物が許容最高温度（100℃）を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれかが確保されていればよいこととする。

3. 施行期日

令和 8 年 3 月 31 日

4. 経過措置

なし

○総務省令第一百号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の規定に基づき、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十二日

総務大臣 林 芳正

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(対象火気設備等の種類) 第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十三号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十四号から第二十一号までに掲げる設備とする。 「一〇七 略」 八 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力六キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）） 九 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。） 「十一」 「略」 （火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造） 第十条 「略」 「一 略」 二 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及び一般サウナ設備にあつては、その風道並びにその被覆及び支柱を不燃材料で造ること。 「三〇八 略」 九 固体燃料を使用するストーブ及び簡易サウナ設備にあつては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設すること。 「十〇十三 略」 （周囲に火災が発生するおそれが少ない構造） 第十一条 「略」 「一・二 略」 三 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及び一般サウナ設備にあつては、その風道の火を使用する部分に近接する部分に防火ダンパーを設けること。 「四〇九 略」 （風道、燃料タンク等の構造） 第十四条 「略」 「一 略」 二 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及び一般サウナ設備にあつては、その風道の給気口は、じんあいの混入を防止するものとする。 「三〇七 略」 （安全を確保する装置等） 第十五条 「略」	(対象火気設備等の種類) 第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。 「一〇七 同上」 「新設」 八 サウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。以下同じ。） 「十一」 「同上」 （火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造） 第十条 「同上」 「一 同上」 二 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及びサウナ設備にあつては、その風道並びにその被覆及び支柱を不燃材料で造ること。 「三〇八 同上」 九 固体燃料を使用するストーブにあつては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設すること。 「十〇十三 同上」 （周囲に火災が発生するおそれが少ない構造） 第十一条 「同上」 「一・二 同上」 三 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及びサウナ設備にあつては、その風道の火を使用する部分に近接する部分に防火ダンパーを設けること。 「四〇九 同上」 （風道、燃料タンク等の構造） 第十四条 「同上」 「一 同上」 二 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及びサウナ設備にあつては、その風道の給気口は、じんあいの混入を防止するものとする。 「三〇七 同上」 （安全を確保する装置等） 第十五条 「同上」

〔二〕六 略〕 七 簡易サウナ設備及び一般サウナ設備にあつては、その温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、簡易サウナ設備（薪を熱源とするものに限る。）にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。 〔八 略〕	〔二〕六 同上〕 七 サウナ設備にあつては、その温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。 〔八 同上〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この省令は、令和八年三月三十一日から施行する。

○消防庁告示第十号

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）第五条及び第二十条の規定に基づき、平成十四年消防庁告示第一号（対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月十二日

消防庁長官 大沢 博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三 離隔距離の決定 対象火気設備、器具等の離隔距離は、次の各号に定める距離のうち、いずれか長い距離とする。 一 通常燃焼時において、近接する可燃物の表面の温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離（簡易サウナ設備にあつては、いずれか短い距離） 二 異常燃焼時において、対象火気設備、器具等の安全装置が作動するまで燃焼が継続したときに、近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離（簡易サウナ設備にあつては、いずれか短い距離）。ただし、対象火気設備、器具等が安全装置を有しない場合にあつては、近接する可燃物の表面の温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離（簡易サウナ設備にあつては、いずれか短い距離） 第五 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離の特例 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離にあつては、第三に定める距離によるほか、当該対象火気設備、器具等に、最大投入量まで固体燃料を投入して、当該燃料の重量が、最大投入量の重量に二分の一を乗じて得た重量まで減少するまで燃焼させることを一サイクルとして五回繰り返す試験を行い、当該試験において、四以上のサイクルで近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離（簡易サウナ設備にあつては、いずれか短い距離）とすることができる。この場合において、当該試験の運用上の注意は、第四第一号及び第二号によるほか、次の各号に定めるものとする。 「一〇三 略」	第三 離隔距離の決定 対象火気設備、器具等の離隔距離は、次の各号に定める距離のうち、いずれか長い距離とする。 一 通常燃焼時において、近接する可燃物の表面の温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離 二 異常燃焼時において、対象火気設備、器具等の安全装置が作動するまで燃焼が継続したときに、近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離。ただし、対象火気設備、器具等が安全装置を有しない場合にあつては、近接する可燃物の表面の温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離 第五 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離の特例 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離にあつては、第三に定める距離によるほか、当該対象火気設備、器具等に、最大投入量まで固体燃料を投入して、当該燃料の重量が、最大投入量の重量に二分の一を乗じて得た重量まで減少するまで燃焼させることを一サイクルとして五回繰り返す試験を行い、当該試験において、四以上のサイクルで近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離とすることができる。この場合において、当該試験の運用上の注意は、第四第一号及び第二号によるほか、次の各号に定めるものとする。 「一〇三 同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この告示は、令和八年三月三十一日から施行する。

〇〇市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例 新旧対照表

○火災予防条例（例）（昭和三十六年十一月二十二日 自消甲予発第七十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（簡易サウナ設備） 第七条の二 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力六キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 一 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。 二 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱	〔新設〕

源を遮断することができるとする。手動及び自動の装置を設けること。

ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条（第一項第一号、第十号から第十四号まで、第十七号から第十八号の三まで、第二項第六号及び第三項並びに第四項を除く。）及び第五条第一項の規定を準用する。

（一般サウナ設備）

- 第七条の三 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

「一 略」

- 二 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

- 2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条（第一項第一号及び第十号から第十二号までを除く。）の規定を準用する。

（住宅における火災の予防の推進）

- 第二十九条の七 ○○市（町・村）は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- 一 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防

（サウナ設備）

- 第七条の二 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

「一 同上」

- 二 サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

- 2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条（第一項第一号及び第十号から第十二号までを除く。）の規定を準用する。

（住宅における火災の予防の推進）

- 第二十九条の七 ○○市（町・村）は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- 一 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防

止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 二 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進 〔2 略〕 （火を使用する設備等の設置の届出） 第四十四条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。 〔一〇六 略〕 六の二 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。） 七 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。） 〔七の二〇十五 略〕	止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 二 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進 〔2 同上〕 （火を使用する設備等の設置の届出） 第四十四条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。 〔一〇六 同上〕 〔新設〕 七 サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。） 〔七の二〇十五 同上〕
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この条例は、令和八年三月三十一日から施行する。